

I. 第3次与謝野町行政改革大綱実施計画について

第3次与謝野町行政改革大綱（以下「3次大綱」）を推進し、行政改革に取り組む目的である「次の世代がさらなる未来を繋いでいけるように、持続し発展する与謝野町の基礎を作る。」ことを実現するためには、大綱に掲げた基本方針を実行することが重要です。

この第3次行政改革大綱実施計画（以下「実施計画」）は基本方針に沿って大綱期間（令和2年度～令和5年度）に実行する具体的な取組内容を明示するものです。

II. 与謝野町行政改革大綱の基本方針

3次大綱で示す基本方針は以下のとおりです（3次大綱参照）。

- 基本方針 1 持続可能な行財政基盤の確立
- 基本方針 2 行政資源の効率的・効果的な活用
- 基本方針 3 多様な主体・地域が協働したまちづくりの推進

III. 実行すべき重要な取組

3次大綱において、核となる重要な取組は以下のとおりです。

その1 財政分析と財政計画 それを示す方針の実行（「基本方針1」関連）

投資的経費を除く歳出総額が合併直後から18億円近く増加（最小のH20と最大のH29の比較：+17.6億円）しています。特別会計への繰出金や物件費、社会保障費、公債費、補助費等の増加が目立ちますが、増加理由の分析と、削減・抑制の目標値や、どういう方針で行うのかということを示す財政計画が必要です。そこから歳出削減・抑制、歳入強化のための方針をルール化し実行することが重要になります。

その2 事務事業評価の実施（「基本方針1、2、3」関連）

3次大綱を進めるためには、令和元年度からの新たな取組である、事務事業評価の果たす役割は重要です。事務事業評価の目的を以下の通りとし、様々な方向性を検証するために活用します。

【事務事業評価の目的】

- ① 事務事業の目的や効果の検証により事業の必要性を確認する（事務事業の整理）
⇒基本方針1、基本方針2
- ② その事務事業が担うべき主体について検証する（担うべき主体の仕分け）
⇒基本方針2、基本方針3

第3次与謝野町行政改革大綱実施計画（案）

- ③ 各事務事業を現状より効率的・効果的なものに作りかえる
⇒基本方針2
- ④ 縮小する行政資源を抑制・削減・集中する
⇒基本方針1、基本方針2
- ⑤ 職員の意識改革・政策形成能力の向上
⇒基本方針2

事務事業評価は、事務事業の改善・効率化を目的に行うことはもちろん、「今まで通りあれば良い」ではなく「本当に必要かどうか」という視点で、増加した事務事業を削減していくことも目的とします。

その3 住民主体のまちづくり（「基本方針3」関連）

行政資源が減少していく中、その活用や配分は住民参画・住民主体で進められるべきです。自助・共助を更に促進し、住民主体の地域コミュニティの構築や新たな住民参画の手法を導入する必要があります。そこには、みんなが課題を共有し合える仕組みも重要になります。

IV. 具体的取組項目

実行すべき重要な取組を中心に、以下の40の取組（細取組項目）を行います。

※網掛けは3次大綱で新たに取組む項目。<>は整理番号。

基本方針1 持続可能な行財政基盤の確立

実施項目	具体的取組項目	細取組項目
<1-1> 義務的経費の削減	<1-1-1> 総人件費の削減	<1-1-1-1> 職員配置適正化による削減 (職員配置適正化計画策定と実行による)
		<1-1-1-2> 超過勤務の抑制 (事務事業評価による各事務事業の点検による)
	<1-1-2> 公共施設の維持管理経費の削減	<1-1-2-1> 公共施設等総合管理計画の方針実施による施設数の削減
		<1-1-2-2> 管理手法の見直しによる経費の削減
	<1-1-3> 繰出金の削減	<1-1-3-1> 特別会計の財政健全化による繰出金の削減
<1-1-4> 公債費の抑制	<1-1-4-1> 公債費抑制計画の策定と実行による将来的な公債費抑制と地方債残高の削減	

第3次与謝野町行政改革大綱実施計画（案）

実施項目	具体的取組項目	細取組項目
＜1-2＞ 政策的経費の抑制	＜1-2-1＞ 政策形成のルール化	＜1-2-1-1＞ 新規事業の評価手法の構築
		＜1-2-1-2＞ 庁内会議の政策検討会議化
	＜1-2-2＞ 建設事業の計画的実施・ 将来負担の抑制	＜1-2-2-1＞ 建設事業投資計画の策定と実行による投資的 経費の抑制
＜1-3＞ 各種負担の適正化	＜1-3-1＞ 補助制度の見直し	＜1-3-1-1＞ 補助制度のあるべき姿への見直し (事務事業評価による)
	＜1-3-2＞ 受益者負担の見直し	＜1-3-2-1＞ 各種公共料金・利用料金等の適正化
＜1-4＞ 自主財源の確保と町有 財産の活用	＜1-4-1＞ 歳入確保の取組強化	＜1-4-1-1＞ ふるさと納税による収入の増
		＜1-4-1-2＞ バナー広告等による財源確保策の検討、導入促 進
	＜1-4-2＞ 町有財産の活用	＜1-4-2-1＞ 町有財産売却・貸付の促進
＜1-5＞ 行財政経営マネジメント の確立	＜1-5-1＞ 財政規律の確立	＜1-5-1-1＞ 財政状況の分析と持続可能な財政計画の策定
		＜1-5-1-2＞ 新たな予算編成手法の研究・導入
	＜1-5-2＞ 事務事業評価の実施	＜1-5-2-1＞ 事務事業評価による各事務事業の点検
	＜1-5-3＞ 施策の進捗管理	＜1-5-3-1＞ 各種施策の PDCA サイクルの強化

基本方針2 行政資源の効率的・効果的な活用

実施項目	具体的取組項目	細取組項目
＜2-1＞ 効率的・効果的な事務 事業の推進	＜2-1-1＞ 事務事業評価の実施 (再掲)	＜2-1-1-1＞ 事務事業評価による各事務事業の点検 (再掲)

第3次与謝野町行政改革大綱実施計画（案）

実施項目	具体的取組項目	細取組項目
<2-1> 効率的・効果的な事務事業の推進	<2-1-2> 効率的・効果的に事務事業を実施するための新たな手法の導入	<2-1-2-1> 文書の電子化
		<2-1-2-2> 公用車の更新計画策定による効率的・効果的な活用
		<2-1-2-3> AI導入等による事務の効率化
<2-2> 職員の意識改革・人材育成	<2-2-1> 職員研修等の実施	<2-2-1-1> 社会情勢の変化や現状の課題に即した職員研修の実施
		<2-2-1-2> 職員の意識改革・政策形成能力の向上 （事務事業評価の取組による）
	<2-2-2> 職員の働き方改革	<2-2-2-1> 効率的な働き方・職場環境の実現による能率向上
<2-3> 効率的・効果的な組織体制の構築	<2-3-1> 職員数の適正化と適正配置	<2-3-1-1> 職員数の適正化計画策定と実行
	<2-3-2> 効率的・効果的な組織機構への見直し	<2-3-2-1> 組織機構改革の実施
		<2-3-2-2> 統合庁舎化への調査・研究
<2-4> 民間活力の導入と広域連携の推進	<2-4-1> 効率的・効果的な手法としての民間活力の導入	<2-4-1-1> 民間の方が適している業務の検討と仕分け （事務事業評価による）
	<2-4-2> 広域行政によるサービス提供の実施	<2-4-2-1> 広域行政で取り組むことでサービス向上・事務の効率化に繋がる事業の検討

第3次与謝野町行政改革大綱実施計画（案）

基本方針3 多様な主体・地域が協働したまちづくりの推進

実施項目	具体的取組項目	細取組項目
<3-1> 自助・共助を促進し地域と行政が協働する仕組みづくり	<3-1-1> 住民主体のコミュニティ組織の構築	<3-1-1-1> 地域課題の共有と地域に適した組織の検討・構築支援
		<3-1-1-2> 拠点施設の位置付けの見直し検討
	<3-1-2> 住民主体の地域コミュニティ組織の運営支援	<3-1-2-1> 組織運営に対する人的支援方法の調査・研究
		<3-1-2-2> 自由度のある補助金制度の調査・研究（補助金一括化）
		<3-1-2-3> 地域と地域、地域と行政の情報共有・協働の体制づくり
<3-2> 住民参画による町政の活性化	<3-2-1> より多くの住民がまちづくりに参画できる手法の導入	<3-2-1-1> 新たな住民参画手法の導入
		<3-2-1-2> テーマを工夫した町政懇談会の開催
	<3-2-2> 住民と行政の情報共有と住民意識の把握	<3-2-2-1> 住民意識の的確な把握 （住民意識調査の実施）
		<3-2-2-2> 町政の積極的な情報発信

V. 具体的取組項目の内容

次ページからは、具体的取組項目・細取組項目の内容を一つずつ明示します。第2次行政改革大綱の実施項目を見直し、新たに19の取組を実行し、基本方針・目的の実現を目指します。特に抜本的な改革に繋がる項目を重点的に実施します。

※次ページ以降の個票中の「取組」欄の説明

- 新規・・・第3次行政改革大綱における新たな取組。
- 改善・拡充・・・第2次行政改革大綱からの継続で、改善・拡充する取組。
- 継続・・・第2次行政改革大綱では十分でなく、第3次行政改革大綱においても継続する取組。